



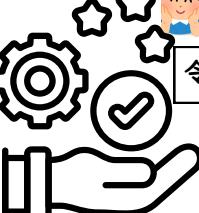
為石小学校の合言葉 「ためし 最高！ ~地元で学び 地元を活かし 地元とともに行動する子ども~」



学校だより

- 楽しく めあてをもって しっかり学ぶ
- 正しく めあてを しっかり守る
- たくましく めあてに向かって しっかり鍛える

ためし



令和7年11月28日号

文責

上久木田 雄二

権利 義務 責任

学校教育を権利と義務と責任の側面から考えてみたいと思います。

子どもたちには、学習を受ける権利があります。

自分の学習権も守られますが、周りの子どもの学習権も守られなければいけません。つまり、他の子の学習を妨げる行為をしてはいけないということです。

また、子どもの意思を無視して保護者の意向だけで学校に通わせないことは、子どもの学習権を奪うことになり、虐待と認識されることがあります。

保護者には、子どもに普通教育を受けさせる義務があります。（教育基本法第5条）この条文が「義務教育」という言葉の根拠になっています。

この義務を果たさないことは、子どもの学習権を奪うことと等しいと考えられています。

学校には、教育を施す責任があります。学習指導要領に基づいた内容を子どもたちに指導する責任です。

前号で書きましたが、教員の使命ですし業務です。ここには生活指導も含まれています。



一方家庭教育を、権利と義務と責任の側面から考えます。

子どもたちには、自分らしく生きる権利があります。自己選択や自己決定が重要視されはじめたのは、この権利が土台にあると考えています。

子どもの自分らしく生きる権利を守る環境を整えるのは保護者の役割となります。環境が整わない状態を虐待やヤングケアラーなどと呼ばれます。

つまり家庭教育において保護者は、子どもの衣食住を保障したり、学習に向き合うことができる心身ともに充実した環境をつくったりする義務があると言えます。



家庭には、家庭教育を施す責任があります。

宿題に取り組ませたり、放課後の友達とのトラブルを解決したりすることは家庭教育が行うことです。

学校での過ごし方を指導するのも家庭の役割であり、保護者の責任です。

学校だけでは対応が難しい課題については、教育委員会・警察・弁護士と積極的に連携するようにしています。

HPはこちら



二次元コード読み取り 「カラー版は、ホームページでご覧いただけます。」

